

幼稚園・認定こども園の預かり保育
無償化対象分の請求書 記入例
(令和8年10月以降分)

請求日 ○○年 ×月 ×日

施設等利用費請求書 (償還払い用)

幼稚園・認定こども園の預かり保育事業、
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【○○年 4月～○○年 6月分請求用】

私は、子ども・子育て
の通り請求しますの
な。施設等利用費

1. 申請者と認定
2. 実際に利用し
3. 利用料の支払
4. 課税状況を春日部市

請求者は、「子育てのための施設等利
用給付認定通知書」に記載されてい
る「保護者」です

に基づき、施設
込んでください。
春日部市が住民基
ること。
と。

領収証・提供証明書の発行年月日
以降の日付としてください

請求手続きは3か月毎に
なります

- ・7月請求：4～6月分
- ・10月請求：7～9月分
- ・1月請求：10～12月分
- ・4月請求：1～3月分

押印が必要です

1. 施設等利用給付認定保護者 (請求者)

ふりがな	かすかべ たろう	認定 子ども の 続柄	父	生年月日	○○年 ○月 ○日
氏 名	春日部 太郎	印	現住所	〒344-0000 春日部市中央○○丁目○○番地 ×××-××××-××××	

2. 認定子ども (認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	ふりがな	かすかべ ふじこ
生年月日	○○年 ○月 ○日	氏 名	春日部 藤子
請求期間の住所			
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年 月 日	

3. 在籍する幼稚園・認定こども園、認可外保育施設について記入

ふりがな	おおだこようちえん	所在地	〒
施設名称	大風幼稚園	(市外の場合のみ記入)	電話:

春日部市内の施設・事業の
所在地は記入不要です

4. 償還払いの振込先を記入してください (※1)

☐ 前回請求と同じ口座への振り込みを希望する場合は□にチェックし、口座情報の記入は不要

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
○○ 銀行・信用金庫 ○○ 支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)
		カスカベ タロウ

※1 請求者と口座名義人は同一としてください。別名義の口座へ振込を希望する場合は、下記【委任状】に記入・押印してください。

【委任状】

「1. 施設等利用給付認定保護者 (請求者)」の口座としてください。

振込先口座は、「1. 施設等利用給付認定保護者 (請求者)」の口座としてください。

別名義の口座を希望する場合は、【委任状】に記入・押印が必要です

児童 _____ の施設等利用費の本請求における受領について、

口座名義人 _____ に委任します。

年 月 日

施設等利用給付認定保護者

印

<裏面も記入してください>

5. 「3. 在籍する幼稚園・認定こども園、認可外保育施設」以外に施設等利用費の償還払いを受けることができる場合は記入（※2）

①	ふりがな	所 在 地
施設・事業名		
②	ふりがな	
施設・事業名		

通っている幼稚園・認定こども園が、※2の要件を満たしているとき、併用する認可外施設等の請求はできません。
(各園の状況は、春日部市ホームページで公表しています)

※2 幼稚園・認定こども園を利用している場合は、幼稚園・認定こども園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ認可外保育施設等の併用ができます。

【幼稚園・認定こども園を利用している場合】
6. 在籍する幼稚園・認定こども園の預かり保育事業の利用費の償還払い請求の内訳を記入

請求額に誤りがあると、施設等利用費の支払いができません。修正をする際は、訂正印の押印が必要です。誤りがある場合は、市から連絡をすることがありますので、ご了承ください。

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※6 (「c+d」が月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (490×利用日数) ※5	aとbの金額の低い方を記入(c)		
〇〇年 4月	4,900円	10日	4,900円	4,900円	円	4,900円
〇〇年 5月	9,000円	18日	8,820円	8,820円	円	8,820円
〇〇年 6月	5,000円	16日	7,840円	5,000円	円	5,000円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※5 利用年月に応じた月額上限単価を使用し「対象額」を算出してください。（令和8年10月以降の利用分における月額上限単価は490円、それ以前（令和8年9月まで）の利用分における月額上限単価は450円）

※6 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は12,300円、第3号の場合は17,700円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。

月途中で認定期間が開始・終了する場合
春日部市外の市区町村へ転出入する場合



対象額（b）の算定方法が変わります

① 月途中で認定期間が開始される場合、または別の市区町村から転入した場合の限度額

490円 × 認定開始日から月末までの預かり保育事業の利用日数

② 月途中で認定期間が終了する場合、または別の市区町村へ転出した場合の限度額

490円 × 月初から認定終了日までの預かり保育事業の利用日数